

遺伝子組換え農作物リスク管理強化事業委託費（新規）

26（0）百万円

対策のポイント

海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況や水際検査に必要な検出手法の開発等を行い、遺伝子組換え農作物のリスク管理を強化します。

（未承認遺伝子組換え農作物の流入未然防止対策）

遺伝子組換え農作物については、近年、急速に海外において商業栽培が進み、2007年にはその栽培面積が1億14百万haに達するなど、毎年10%を超える勢いで増加しています。また、その形質についても乾燥耐性や特定成分の強化などこれまでとは異なる形質を導入した農作物の開発が進められています。

こうしたことを背景として、我が国の関係法令による審査を受けていない遺伝子組換え農作物が流入する危険性が潜在的に高まってきていることから、未承認の遺伝子組換え農作物の流入を未然に防止するため、リスク分析の考え方にに基づき、海外の開発・栽培状況を的確に把握し、輸入農産物に混入した場合の検出手法や影響の評価手法を確立することが重要です。

政策目標

遺伝子組換え農作物の適切な管理体制を確立するための
遺伝子組換え農作物の環境リスク管理の強化

<内容>

1. 事業内容

（1）海外の遺伝子組換え農作物の開発・栽培国における許可・利用状況の把握

海外における遺伝子組換え農作物の開発・利用状況について現地調査等を行い、我が国に輸入されるおそれがある未承認遺伝子組換え農作物等に関する情報を把握します。

（2）水際での遺伝子組換え農作物の管理手法の検討・開発

我が国への未承認遺伝子組換え農作物の流入を未然に防ぐために必要な管理手法の検討・開発を推進します。

- ① 水際での生物検査の実施手法（未承認遺伝子組換え農作物の検出手法、サンプリング手法等）の検討・確立
- ② 非意図的な混入による生物多様性影響の評価手法及びリスク管理措置の検討

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成21～23年度

【担当課：消費・安全局農産安全管理課 03-6744-2102（直通）】